

「看護師と准看護師の業務区分・役割担当に向けた情報交換会」のご質問と回答
(2023年11月7日(火)開催)

1) 看護計画の立案・評価における看護師・准看護師それぞれの役割とは。(ガイドライン p18, 35 参照)

看護計画の立案や評価において、対象者のアセスメントやそれに基づいて必要な看護の内容や対象者に応じた方法を判断することは看護師の役割です。准看護師は、看護師がこのような判断のもとに出す指示を受け、対象者の状態を観察したり、看護を安全に提供する役割を担っています。そのため、看護計画の立案・評価を一人で行うことを准看護師に委ねるべきではなく、療養上の世話についての指示を出す立場にある看護師が担うべきです。

一方で、准看護師も含めた看護チームのメンバーが看護計画に必要な意見を出し合うことや、准看護師が観察した状況や得た情報を基に看護計画の一部を提案することは、個別的な看護計画の立案には有益です。これらのプロセスを総括し、最終的な看護計画として立案する責任は看護師が担うことが求められます。

なお、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年 厚生省令第37号)の第70条、及び「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」(平成12年 厚生省令第80号)の第17条では、「看護師等(准看護師を除く)利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない」とされています。

2) 准看護師だけで夜勤はできないのか。また、その際の連絡体制はどのようにするのがよいのか。(ガイドライン p23, 24 参照)

対象者の状態が変化する可能性やその施設の他部署や医師の勤務状況等によります。どのような場合でも、准看護師は医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて業務を実施しなければならないという、法律の遵守が求められます。そのため、准看護師は夜勤の際も、看護計画に則り患者のケアを実施し、計画から逸脱するような緊急時には、新たな指示が必要となります。患者の状態変化などにより、新たな指示が必要となるような場面が、自施設においてどの程度あるのか、施設全体の看護師や医師の配置状況などを踏まえ、緊急時には、医師への報告とするのか、他部署の看護師と連携のもと連絡体制を整備するのか、看護管理者への報告とするのかなど、各施設において勤務体制や連絡体制などの検討が必要となります。また、緊急時に准看護師から報告・相談があった場合には、新たな指示のみで適切な対応ができるのかの判断を、医師や看護師は担う必要があります。

3) 介護施設や特別養護老人ホーム等では、看護・介護など各専門職が協働している。そのような状況において、准看護師は管理者になれるのか。(ガイドライン p15~21 参照)

介護施設や特別養護老人ホーム等では、看護師のみならずさまざまな職種との協働が求められる場面があります。多職種チームで各職種の役割・業務分担を考える際に重要なことは2つあります。

1点目は、「各資格・職種に関する法令等の規定や役割の理解」です。日本ではすべての医療専門職の業務は、法律で規定されています。医療を提供する場では、法律の遵守が必要です。法律で規定されている各職種の業務が何であるのかを理解した上で、協働する必要があります。2点目は、「安全で効果的・効率的な業務実施体制を構築する視点」です。業務の効率性を追求するために、どの職種にでも業務を任せてもよいことにはなりません。看護師が他職種に業務の指示を出し、実施してもらう場合に、指示を出した看護師の責任、指示を受けて業務を実施する人の責任、管理者としての責任が発生します。このため、これらを整理した上で、体制を整備することが必要です。看護師等の指示を受けて業務を実施する准看護師の教育内容では、チームにおける役割も限定的となっています。したがって、本会では、看護管理の最終責任を負う看護管理者は看護師が担うべきであると考えます。

4) 准看護師が看護補助者の指導を行ってよいのか。(ガイドライン p16~21 参照)

厚生労働省通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」(保医発 0305 第 5 号・令和 6 年 3 月 5 日)では、「看護補助者は、看護師長及び看護職の指導の下に(略)業務を行う」とされています。看護補助者は看護の資格を有しておらず、医療に関する教育も受けていないため、対象者の状態に応じたケアの方法を判断する立場にはなく、標準化された手順や指示された手順に則って業務を実施します。そのため、看護師は、看護補助者に対して業務手順を示したり、具体的な方法を説明したりしながら、対象者の状態に応じた方法を指導する責任があります。准看護師が看護補助者に指導を行う場合には、看護師から看護補助者への指示に基づき、その具体的な方法を説明するようにします。

なお「指示」とは、ある業務を実施するように伝えることで、直接ケアでは対象者を指定する必要があります。「指導」とは、業務の実施方法についての手順や方法を説明することで、対象者を指定する場合と指定しない場合があります。

看護師は看護補助者に業務の「指示」も「指導」も実施できますが、准看護師は「指示」はできず、「指導」を実施できることが規定されています。

5) 准看護師が新人看護師の指導を行ってよいのか。(ガイドライン p19 参照)

「新人看護職員研修ガイドライン(改訂版)」(厚生労働省、平成 26 年 2 月)において、実地指導者は「新人看護職員の臨床実践に関して、指導、評価等を行う」とされています。看護師と准看護師は異なる役割を担い、業務を行っているため、新人看護師の指導、評価を行う実地指導者は准看護師ではなく、看護師が行うことが期待されます。